

111 訴訟体験評価の要因と構造

1 裁判官に対する評価の構造と要因

(1) 裁判官評価の構造：因子分析

審理を担当した裁判官については、前述のように、「中立性」、「言い分を十分に聞いてくれたか（以下『傾聴』とする）」、「信頼性」、「非権威性」、「常識性」、「丁寧さ」、「法律外の知識の程度（以下『法律外知識』とする）」、「準備のよさ」の8項目について質問をした。これらの項目に対する回答者の反応を比較すると、一定のパターンが見いだされる。例えば、「中立性」項目に肯定的反応をした回答者はほとんど「傾聴」項目に対しても肯定的な反応を示している。この場合、これらの項目は、回答者の側から見ると、表現が違ってても類似した内容を聞いているとみなすことができる。今回の調査では裁判官評価のために8項目を使用したのが、こうした反応パターンを全項目間で分析することによって、類似の項目をひとまとめにし、実質的に何種類の評価を回答者に求めていたかを推定することができる。これを行うのが因子分析である。まず、標準的な因子分析（共通性の推定、主因子解、固有値1基準）を行ったところ、【表4-1】の結果となり、これは1因子構造を示している。この結果は、裁判官評価がほぼ1つの観点（1次元あるいは1因子と言う）で行われていること、因子負荷の比較的低い「非権威性」以外の項目に対して、回答者は極めて類似した反応をしたことを示唆している。つまり、どの項目に対しても肯定的な反応をした回答者たち、あるいはどの項目に対しても否定的な反応をした回答者たちが大半で、項目毎に評価を変えた回答者は少なかったことを意味している。

ただ、これは標準的な因子分析の結果なので、これが統計解析のすべてではない。裁判官評価の構造を詳細に検討するために、さらに特殊な分析方法を試みた。固有値1基準を解除し、因子数を2あるいは3に指定し、斜交回転（oblimin解）によって分析を進めた。因子数2では「非権威性」だけが別次元となり、他の項目は一つの次元を構成したので、基本的には【表4-1】と同じ構造となった。しかし、因子数3の時の結果は、これとは違った構造となった。【表4-2】がこのときの因子負荷行列（因子パターン行列）である。各因子に高負荷の項目を見てみると、この3因子は裁判官評価の観点として理解しやすいものであった。第1因子では「中立性」「傾聴」「信頼性」などが高負荷を示したが、これは、裁判官が中立的な立場で両当事者の話を良く聞き、公平な判断ができる人であると思うかどうか、即ち、審理に臨む裁判官の基本的姿勢に対する評価を表すものである。ここでは、これを「裁判官の公平性」と呼ぶことにする。第2因子では、「法律外知識」「常識性」「準備のよさ」が高負荷を示しているが、これらは裁判官としての知識、判断力、努力などに関する評価で、裁判官の専門家としての技量の高さを表すと考えられる。ここでは、この因子を「裁判官の技量」と呼ぶことにする。第3因子では、「非権威性」と「丁寧さ」が高

負荷を示しており、これは当事者に対する接し方に関する評価である。これは「裁判官の親しみやすさ」の因子なので、ここでは「親和性」と呼ぶことにする。従って、この分析結果は、裁判官に対する回答者たちの評価が、審理に臨む基本的姿勢「公平性」、専門家としての知識や努力「技量」、当事者に対する態度「親和性」の3つの観点（因子）から成ることを示している。ただし、これら3因子間には互いに相関があり、完全に別個の評価ではない（【表 4-2】の脚注参照）。即ち、裁判官をある観点で肯定的に評価した回答者は他の観点でも肯定的に評価すると傾向があった。

（2）裁判官に対する評価及び満足度の水準：結果の有利さ、自然人・法人、原告・被告、判決・和解

裁判官に対する評価や満足度は、今回の調査ではどの程度の水準であったろうか。項目別の水準は既に述べたので（前節「I 調査結果の概要」参照）、ここでは前述の因子分析によって抽出した3因子について検討した。因子の得点は次のように各因子に対して高負荷を示した項目得点の平均値とした。

裁判官の公平性 = (中立性+傾聴+信頼性) / 3

裁判官の技量 = (法律外知識+常識性+準備のよさ) / 3

裁判官の親和性 = (非権威性+丁寧さ) / 2

回答者全体の平均は、「公平性」3.52、「技量」3.23、「親和性」2.98 でほぼ尺度の midpoint 付近にあり、平均値で見ると、回答者の裁判官に対する平均的判断は概ね「良いとも悪いとも言えない」というものであった。得点3を越える回答（3「どちらでもない」を除く）を肯定的回答とみなし、その割合を求めてみると、公平性 62.4%、技量 52.9%、親和性 68.9% だった。全体的傾向はこのように、裁判官についてやや肯定的な評価が多かったが、既に見たように、「満足している」と回答した人の割合は 45.5%と5割を下回った（「不満足」36.7%、「どちらでもない」17.8%）。

裁判官に対する評価は、裁判結果の有利さ、自然人か法人、原告か被告か、あるいは判決か和解かなどによって異なる可能性がある。そこでこれらによって回答者をグループ分けし、その間で比較を試みた。結果の有利さについては回答者を次のように3グループに分けた。結果が「有利」か「やや有利」と答えた人を有利グループ（153人）、「不利」か「やや不利」と答えた人を不利グループ（187名）、「どちらとも言えない」と答えた人を中間グループとした（145名）。この結果の有利さが裁判官評価に対して最も影響力が大きいと考えられるので、以下の分析では、これと他のグループ分けをクロスしたものについて平均値を比較した。

まず、有利さ水準×自然人・法人のクロスで作った6グループについて平均値を比較したところ（分散分析）、3つの評価因子と満足度のいずれに関しても有利さ水準の違いが見られた。【図 4-1】に示しているように、有利な結果を得た回答者ほど裁判官に対してより肯定的に評価し、より強い満足感を感じていた。この図を見ると、有利な結果を得た人と

中間的な結果を得た人の間にはそれほど大きな違いはないが、不利な結果を得た人の場合、裁判官に対する評価や満足度が顕著に低下したことが分かる。【表 4-3】は、肯定的な回答をした回答者の割合である。やはり結果が有利な回答者ほど、どの評価に関しても肯定的な回答が増えている。特に、満足度の変化が顕著である。しかし、注目すべきは、結果が不利な場合でも 3 割くらいの回答者が裁判官に対して肯定的な評価をしていること、また、結果が有利な場合でも、2 ~ 3 割の回答者が肯定的でない評価をしている点である。このことは、裁判官評価は結果の有利さ以外の要因からも影響を受けていることを示唆している。

自然人・法人の比較では、法人は自然人よりも裁判官をより公平であると評価し、また、満足感も高かった（「公平性」の平均値3.31対3.82：満足度の平均値2.81対3.21）。判決・和解の比較では、「公平性」、「技量」、満足度に関して、有利さ×判決・和解のクロスで作った6グループ間に特徴的な関係（交互作用）が見られた。平均値のパターンはどれも同じなので、例として裁判官の「技量」評価を図に示す（【図4-2】）。結果が不利な場合には、判決よりも和解となった回答者の方が肯定的だったが、結果が有利な場合には、逆に、判決を受けた回答者の方が肯定的だった。このことは、判決を受けた回答者の間で、裁判官評価に対する結果の有利さの影響が大きかったことを示している。逆に言うと、和解を受けた回答者では裁判官評価が余り結果の有利さによって影響されなかった。最後に、回答者が原告か被告かの違いは、裁判官に対する評価や満足度に関して何の違いももたらさなかった。

（3）裁判官に対する満足度の要因分析（その1）：結果の有利さと評価因子による回帰分析

因子分析の結果、回答者たちが裁判官を 3 つの観点から評価していることが分かったので、これら 3 評価因子が裁判官に対する満足度をどの程度規定しているかを回帰分析によって検討した。

回帰分析とは、評価や反応の間に影響関係を推定する統計的手法で、影響する側、即ち、原因と仮定されるものを説明変数、影響を受ける側、即ち、結果と仮定されるものを目的変数と呼ぶ。今回の分析では、目的変数は「裁判官に対する満足度」項目、説明変数は裁判官評価の 3 因子と「結果の有利さ」項目である。説明変数に「結果の有利さ」を加えた理由は、上で見た通り、裁判官に対する満足度が結果の有利さによって強い影響を受けたからである。極端な見方として、裁判官に対する満足感はずべて結果の有利さによって決まるとの仮説が可能である（これを「結果次第仮説」とする）。一方、たとえ結果が不利でも「立派な裁判官だった」ということによって満足感が高まるということも考えられ、裁判官評価も満足感に影響すると仮説を立てることも可能である（これを「評価影響仮説」とする）。

これら 2 種類の仮説の真偽については、回帰分析におけるベータ（標準偏回帰係数）に

よって判定可能である。ベータとは、回帰分析の結果得られる数値で、各説明変数の影響力の大きさを表す数値である。ベータは統計的に信頼度検定がなされており、ある基準以上の数値でないと実質的に影響力があったとはみなされない。この基準は分析毎に異なるが、今回の調査で試みる回帰分の場合は概ね ± 0.1 前後である。この基準を越え、「実質的に影響力があった」とみなされると「その影響は統計的に有意である」と言われる。

さて、裁判官に対する満足度の回帰分析において、結果の有利さだけが有意なベータを示し、前述の3つの評価因子の方がまったくそうでないなら、「結果次第仮説」が真となるであろう。一方、評価因子もまた有意なベータを示すなら、「評価影響仮説」が真となる。

まず、【表 4-4】はこの回帰分析に用いられた変数間の相関である。相関とは個々の変数間の関連性を示すものである。例えば、評価の3因子と結果の有利さはいずれも裁判官に対する満足度と正の相関があったが、これをもって直ちに、これらすべてが満足度を高めたから「評価影響仮説」が正しいとは判断できない。既に見たように、結果の有利さは満足度だけでなく、評価3因子をも左右している。従って、評価3因子と満足度の相関は、両者ともに結果の有利さの影響を受けて生じた見かけ上の関係である可能性がある。そこで、評価3因子から満足度への影響力を推定するにあたっては、結果の有利さに由来する影響分を除いてもなお、評価3因子に満足度に対する独自の影響力が残るか、という点を吟味する必要がある。回帰分析は、こうした説明変数の相互関係を考慮に入れた上で、各変数独自の影響力を推定しようというものである。【表 4-5】は回帰分析の結果、【図 4-3】はそれを図示したもの（パス図）である。

【表 4-5】のうち、ベータは満足度に対する影響力の大きさを示し、その統計的信頼度は「有意確率」の欄に示されている。これが0.05以下を統計上は有意とみなすが、本調査では基準を.01に緩めて判定している。この表を見ると、用いられた説明変数のすべてにおいてベータ値が0.1基準を満たしており、これらすべてが満足度に対して独自の影響力を持っていたことを示している。この結果から、「結果次第仮説」は棄却され、「評価影響仮説」が正しいという結論を得ることができる。ベータ値の大きさから各説明変数の影響力を比較すると、「公平性」評価の影響力が最大で、次が、結果の有利さだった。これに対して、「技量」評価と「親和性」評価の影響力は比較的小さかった。

【図 4-3】は、前述のように、有意なベータを矢印に表し、回帰分析結果から推定される因果関係を視覚的に表現したものである。結果の有利さと3評価因子のいずれもが裁判官に対する満足度を高める上でそれぞれ独自の影響力を持っていたことを表している。右端の矢印と添付された数値は「残差」と言い、この分析では説明されない未知の影響力の割合を示している。これが約4割なので、結果の有利さ及び3評価因子による合計の影響力は、裁判官に対する満足度の6割を規定したと見なすことができる。残差の存在は、今回の分析に用いられていない、あるいは、今回の調査に含まれていないものの中にも、裁判官の満足度に影響を与えるものが他に存在したことを示している。どんな調査でもすべての要因を調べることは不可能なので残差をゼロにすることはできないが、小さい方が望ま

しいことは当然である。ただし、一般の社会調査結果と比較してみると、残差 4 割は小さい方の数値であり、この分析結果の妥当性はかなり高いとみなすことができよう。

回帰分析の結果は「結果次第仮説」ではなく「評価影響仮説」を支持しているが、念のために、結果の有利さの影響力について更に詳細に検討を加えてみる。繰り返すが、結果の有利さは、満足感だけでなく、裁判官に対する他の評価をも規定しているので、実は、評価因子のベータがすべて評価因子独自の影響力の大きさを表していると解釈することはできない。例えば、結果の有利さと裁判官の「公平性」評価の間には $r=.579$ の相関があるが、これは、「公平性」評価の 34% ($.579^2=.335$) は結果の有利さによって規定されたことを意味している。「公平性」評価から満足度に対する影響力の大きさはベータ.407 であるが、このうち 34%、即ち、.136 は結果の有利さに由来する部分と解釈するのが妥当である。残りの部分、 $.407 \times (1-.335)=.271$ が結果の有利さによっては説明されない部分、本当の意味での「公平性」評価独自の影響力である。他の裁判官評価についても同じことが言える。こうして見ると、結果の有利さには、満足度を直接左右する直接的影響力と、3 評価因子を通して間接的に満足度を左右する間接的影響力があると考えられる。今回の回帰分析について、結果の有利さが持つ直接・間接の影響力を合計すると、それは.414 という値になる。一方、これらを除き、3 評価因子独自の影響力の合計は.498 となる。こうしてみると、両者の影響力の大きさは伯仲しており、裁判官に対する満足感は、文字通り、結果の有利さと裁判官に対する諸評価の両方から、ほぼ同程度に影響を受けたと結論することができる。その点からも、「評価影響仮説」が支持される。

(4) 裁判官に対する満足度の要因分析(その2): 結果の有利さが異なるグループ別の回帰分析

この分析の目的は、上記の結論を異なる方法によって再確認することで、このために、回答者を結果の有利さによって3グループに分けて、回帰分析を別々に試みた。【表4-4】の相関から推定されるように、満足度、評価とも有利な結果を得た回答者ほど全体としては高いが、もしもグループ毎に分析して、裁判官評価と満足度の間に関連が認められるなら、結果の善し悪しとは別に、評価が満足度に影響を与えたことが改めて確認されるであろう。結果の有利さにおいて異なる3グループそれぞれにおいて、3種類の裁判官評価を説明変数、裁判官に対する満足度を目的変数とする回帰分析を行った。その結果が【表4-6】であるが、これにはグループ間で比較するためにベータだけを示してある。

これを見ると、結果が有利であっても不利であっても、「公平性」評価は裁判官に対する満足度を有意に規定していた。加えて、「親和性」評価の効果は結果が有利なグループで有意であり、「技量」評価の効果は他の2グループにおいて有意だった。この結果は、結果の有利・不利に関わらず、裁判官に対する3評価因子が高いことは裁判官に対する満足度を増加させたことを示している。分析における全体的説明率(誤差の反対)を示す R^2 の大きさから判断すると、中間的な結果や不利な結果を受けた回答者において3評価因子と裁判

官に対する満足感の関係が強かった。このことは次のことを意味している。有利な結果を得た回答者は裁判官に対して一様に高い満足感と評価を与えたが、中間的結果や不利な結果を得た回答者の間では満足感や各評価にばらつきがある。そして、結果が有利ではないのに満足感が比較的高かった回答者というのは、裁判官に対して前述の3評価因子について肯定的な評価を抱いていた人々である。結果が有利でない人ほど、裁判官に対する「公平性」、「技量」、「親和性」の各評価を重視したとみることができる。

(5) 裁判官に対する満足度の要因分析(その3): 自然人・法人、原告・被告、判決・和解

結果の有利さとは別に、裁判官評価が裁判官に対する満足感を規定したことについて、回答者をいくつかのグループ(自然人・法人、原告・被告、判決・和解)に分けてさらに検討を行った。これらのグループにおいて、「裁判官に対する満足度」項目を目的変数、裁判官評価の3因子と「結果の有利さ」項目を説明変数とする回帰分析を行った。結果は【表4-7】である。どのグループの結果もよく似ていた。即ち、結果の有利さと裁判官の「公平性」評価がともに裁判官に対する満足感を強めた。また、裁判官の「技量」評価も判決を受けた回答者を除いて他のすべてのグループにおいて有意な効果を示した。「親和性」の効果はどのグループにおいても非有意だったが、これは、元々弱い効果だったために、グループ分けによって回答者が少なくなったことが理由と思われる。

(6) 要約

統計的分析によると、今回の調査では、裁判官に対する評価は「公平性(中立性、傾聴、信頼性の総合評価)」、「技量(裁判外知識、常識性、準備のよさの総合判断)」、「親和性(非権威性、丁寧さの総合判断)」の3つ観点(評価因子)から行われたことが推測され、このことは、回答者たちが裁判官を、審理に臨む基本的姿勢、専門家としての技量、当事者に対する態度の3つの点から評価していることを示唆している。但し、これらの間にはお互いに相関があり、ある観点を高く評価した回答者は別の観点でも肯定的に評価する傾向があった。裁判官に対する満足度は結果の有利さによって規定され、有利な結果を得た回答者ほど裁判官に対して肯定的な反応を示した。法人は自然人よりも裁判官を公平と評価し、満足感も高かった。また、判決ではなく和解で終わった回答者は、結果が不利でも裁判官に対する評価3因子の評価や満足度が比較的高かった。裁判官の3因子評価も満足度に影響を与えていた。特に、「公平性」評価の影響力が大きかった。これは、回答者を自然人・法人、原告・被告、判決・和解などでグループ分けしても共通に見られた。同様に、裁判官の「技量」評価も満足度を高めることが多かった。「親和性」評価は回答者全体では影響力が認められたが、グループに分けるとその効果は消失し、他の評価に比べるとその効果は小さいものだった。

2. 裁判所職員に対する評価の構造と要因

(1) 裁判所職員評価の構造：因子分析

裁判所職員については、前述のように「中立性」「話すことをちゃんと聞く（以下『傾聴』とする）」「丁寧さ」「非権威性」「効率性」の5項目について質問をした。それらに対する回答につき標準的因子分析を行ったところ1因子構造となった【表4-8】が、因子数を増やして斜交回転を試みたところ、【表4-9】に示すような2因子が得られた。因子1では中立性と傾聴が高負荷なので裁判官の因子に対応させて「公平性」と呼ぶのが適当と思われる。第2因子は、裁判官の場合と同様、「親和性」と呼ぶことにする。

(2) 職員に対する評価及び満足度の水準：結果の有利さ、自然人・法人、原告・被告、判決・和解、弁護士の有無

これら評価2因子の得点を次のように算出した。

$$\text{職員の公平性} = (\text{中立性} + \text{傾聴} + \text{効率性}) / 3$$

$$\text{職員の親和性} = (\text{丁寧さ} + \text{非権威性}) / 2$$

これらの平均値は「公平性」4.12、「親和性」4.19で、裁判所職員に対する評価は全体として高かった。3点を越える肯定的回答率は84.9%と82.3%で、多くの回答者が職員に対して肯定的な評価を示した。満足度の肯定的回答率も、既に見たように、64.4%で、裁判官よりも高かった。

職員に対する評価と満足度について結果の有利さ水準×自然人・法人、結果の有利さ×原告・被告、結果の有利さ×判決・和解によるクロスでグループ分けを行い、平均値の比較を行ったが（分散分析）、自然人・法人、原告・被告の比較では、職員に対する2評価因子や満足度に有意な違いが見られなかった。ただ、判決を受けた回答者は和解となった回答者よりも職員を「親和的」と評価した（平均値4.41 対 4.07）。

回答者の中には弁護士に依頼したものとそうでないものがあるが、訴訟手続きのほとんどを弁護士に任せる前者は職員との接触があまりないが、自分で訴訟手続きを行う後者は職員との接触がより頻繁と考えられる。両者の職員評価が異なるかどうかを調べるために、結果の有利さ×弁護士の有無でグループ分けして職員評価と満足度を比較したが、どの点でも違いは見られなかった。

結果の有利さは職員の2評価因子に違いをもたらさなかったが、職員に対する満足度には影響を与えた。平均値は有利グループ3.85、中間グループ3.87、不利グループ3.42で、結果が不利だった回答者は職員に対してやや満足度が低かった。有利・不利のグループ別に肯定的反応率を示したのが【表4-10】である。結果が有利な回答者ほど肯定的反応が増えている。しかし、例えば、結果が不利だった者の約8割が職員を公平と評価しているように、裁判所職員に対する評価は結果の有利さに関わらず、全体として好意的であった。

(3) 裁判所職員に対する満足度の要因分析(その1): 結果の有利さと評価因子による回帰分析

職員に対する評価が満足度をどの程度規定しているか、回帰分析によって検討した。目的変数は「職員に対する満足度」項目、説明変数は職員評価の2因子と「結果の有利さ」項目である。【表 4-11】はこの回帰分析に用いられた項目間の相関、【表 4-12】は回帰分析の結果、そして、【図 4-4】はパス図である。この分析結果は、職員に対する満足度が職員に対する2因子の評価に依存したことを示している。ベータ値の大きさから見ると、「公平性」評価の効果が大きく、職員を「公平(中立、よく話を聞く、効率的)」だと評価した回答者ほど職員に対する満足度が高かった。平均値で見たときには結果が不利だった回答者の満足感が低下したが、2因子評価を含めた回帰分析では結果の有利さの影響は消失した。裁判官に対する満足度の回帰の場合、間接的影響力について述べたが、職員に対する満足度の場合はどうであろうか。例えば、結果の有利さと「公正性」評価の間には $r=.155$ の低い相関が見られた。これからすると、「公平性」評価の影響力(ベータ値).476のうち2.4%(.155²)が結果の有利さに由来する部分と考えられる。しかし、この値は $.476 \times .024 = .011$ と極めて小さいので、実質的に、職員に対する満足度に対して結果の有利さはほとんど影響しなかったと結論づけることができる。職員は裁判官や弁護士と違って、裁判結果には実質的に関与しないことから考えると、この結果は極めて合理的と考えられる。

(4) 裁判所職員に対する満足度の要因分析(その2): 結果の有利さ水準別の分析

回答者を結果の有利不利によって3グループに分け、職員評価2因子を説明変数、職員に対する満足度を目的変数とする回帰分析を行った。その結果が【表 4-13】である。中間グループにおいて親和性の効果が非有意だったが、それ以外は全体の分析結果と同じで、特に、結果の有利さが異なることによって満足度の規定因が変化するという事はなかった。この結果も、裁判結果の善し悪しとは別に、裁判所職員に対する満足度は職員自体の評価に依存することを示している。

(5) 裁判所職員に対する満足度の要因分析(その3): 自然人・法人、原告・被告、判決・和解、弁護士の有無

結果の有利さとは別に、職員評価が職員に対する満足度を規定したことについて、回答者を自然人・法人、原告・被告、判決・和解、弁護士の有無などに分けて、さらに検討を行った。ここでは、「職員に対する満足度」項目を目的変数、職員評価の2因子と「結果の有利さ」項目を説明変数とする回帰分析を各グループ毎に行った。結果は【表 4-14】であるが、すべてのグループにおいて結果はよく似ており、職員に対する「公平性」評価が高い回答者ほど満足度も高かった。一方、どのグループでも結果の有利さは満足度には影響しなかった。「親和性」の効果はグループによって有意になったりならなかったりしたが、

この分析では回答者数が小さいためにこうした不安定さが生じたものと思われる。有意であってもなくても、「親和性」には一定の正のベータが見いだされたことから、この評価も弱い満足感を高めたとみなすことができるであろう。

(6) 要約

裁判所職員に対する評価は、因子分析の結果、「公平性」「親和性」の2つ観点(評価因子)に分かれた。職員に対する評価や満足度は弁護士と同程度で、裁判官に対するよりも高かった。満足度は評価2因子に依存し、特に、「公平性」評価(中立性、傾聴、効率性の総合評価)の影響力が大きかった。自然人・法人、原告・被告、判決・和解などによって回答者を分けて分析したが、ほぼ同じ傾向が見られ、職員を「公平(中立、よく話を聞く、効率的)」とか「親和的(丁寧で、権威的でない)」と評価した回答者は職員に満足していた。裁判官の場合と違って、職員に対する満足度は裁判結果の有利さによってほとんど影響されなかった。

3 弁護士に対する評価の構造と要因

(1) 弁護士評価の構造：因子分析

回答者が依頼した弁護士については「傾聴」「信頼性」「非権威性」「常識性」「丁寧さ」「法律外知識」「準備のよさ」「説明のよさ」の8項目について質問をなした。それらの回答に対する標準的因子分析では【表 4-15】のように1因子となったが、因子数を増やし、斜交解によって分析を試みた結果、【表 4-16】のような2因子構造が見いだされた。裁判官評価ほど明瞭には分かれなかったが、第1因子では「法律外知識」「準備のよさ」「説明のよさ」が特に高い負荷を示し、また、「傾聴」「信頼性」「常識性」の負荷も比較的高かった。これらから、第1因子は弁護士としての技量に対する評価を表すと解釈されるので、ここでは「技量」と呼ぶことにする。第2因子は「丁寧さ」と「非権威性」から成り、これは裁判官や裁判所職員の評価において見られたものと同じ「親和性」因子で、当事者に対する態度の親しみやすさに関する評価と考えられる。ここでも後者の因子は「親和性」と呼ぶことにする。これら2因子間には正の相関があり、一方の観点で好意的な評価をした回答者は他方の観点でも好意的な評価をするという関連性が見られた。

裁判官では「公平性」というもう一つの別の観点が見られたが、弁護士は当事者側の代理人なのでこれが見いだされなかったのは当然と思われる。他のふたつの観点、「技量」と「親和性」は、前者の項目は一部異なるが、裁判に携わる専門家に対する回答者の評価次元として共通に認められたものである。

(2) 弁護士に対する評価及び満足度の水準：結果の有利さ、自然人・法人、原告・被告、

判決・和解

評価 2 因子の得点は因子分析結果に基づいて次のように算出した。

$$\text{弁護士の技量} = (\text{法律外知識} + \text{準備のよさ} + \text{説明のよさ} + \text{信頼性} + \text{常識性} + \text{傾聴}) / 6$$

$$\text{弁護士の親和性} = (\text{非権威性} + \text{丁寧さ}) / 2$$

全体の平均値は「技量」4.23、「親和性」4.25、3点を越える肯定的回答率は87.4%と83.8%で、裁判官に比べて高い評価だった。これらと満足度について、結果の有利さ×自然人・法人、結果の有利さ×原告・被告、結果の有利さ×判決・和解によるグループ分けを行い、平均値の比較を行った。まず、【図 4-5】は有利さの程度別に弁護士に対する2因子の評価と満足度を示したものであるが、すべてにおいて結果の有利さの効果が有意で、有利な結果を得た回答者ほど2因子評価と満足度が高かった。結果の有利さでグループ分けをして肯定的回答率を比較したものが【表 4-17】である。ここでも、結果が有利な回答者ほど肯定反応率が高まっている。しかし、例えば、「技量」評価については結果が不利な回答者でも8割近くの者が肯定的反応を示しているように、弁護士に対する評価は全体として高いものであった。

法人・自然人の比較では、「技量」評価、「親和性」、満足度すべてにおいて法人は自然人よりも好意的だった(4.45 対 4.03 ; 4.46 対 4.07; 3.87 対 3.35)。有利さ×判決・和解の4グループ間で「親和性」評価を比較すると、【図 4-6】のような特徴的パターンが見られた(交互作用)。判決を受けた回答者は和解となった回答者よりも全体として弁護士の「親和性」を低く評価したが、彼らの評価は結果の有利さによって変化し、有利な結果を得た場合には「親和性」評価は高くなった。一方、和解となった回答者の「親和性」評価は結果の有利さに影響されず、一貫して高い評価だった。最後に、弁護士に対する評価と満足度において原告と被告の違いはどこにも見られなかった。

(3) 弁護士と裁判官に対する評価と満足度の比較

平均値の比較では、裁判官よりも弁護士の方が高い評価を受けたと述べた。【図 4-7】は裁判官と弁護士に対する満足度を、回答者を結果の有利さでグループ分けをして比較したものである。裁判官・弁護士のいずれに対する満足度も結果の有利さによって影響を受けたが、その影響は特に裁判官に関して顕著だった。裁判結果が不利だった回答者ほど裁判官に対して強い不満を示し、有利だった回答者は満足感を示した。弁護士に対しても同じ傾向は見られたが、グラフの傾きは緩やかで、裁判官に対する満足度ほど結果には左右されなかった。その結果、裁判結果が不利だったり中間的だった回答者は裁判官よりも弁護士に対して相対的に高い満足感を示し、結果が有利だった場合にはどちらに対しても同じように高い満足度となった。

(4) 弁護士に対する満足度の要因分析(その1): 結果の有利さと評価因子による回帰分析

因子分析の結果、回答者たちが弁護士を 2 つの観点から評価していることが分かったので、これらが弁護士に対する満足度をどの程度規定しているか、回帰分析によって検討した。目的変数は「弁護士に対する満足度」項目、説明変数は弁護士評価の 2 因子と「結果の有利さ」項目である。説明変数に「結果の有利さ」を加えた理由は裁判官の分析において述べたように、弁護士に対する満足度はすべて結果次第であるという予測と（「結果次第仮説」）、結果の有利さとは別に評価も影響する（「評価影響仮説」）とのふたつの対立仮説を検討する必要があるからである。【表 4-18】はこの回帰分析に用いられた変数間の相関、【表 4-19】は回帰分析の結果、そして、【図 4-8】はパス図である。【表 4-18】の相関を見ると、評価の 2 因子と結果の有利さはいずれも弁護士に対する満足度と有意な正の相関を示しているが、回帰分析で有意なベータ（すなわち、独自の影響力）を示したのは、結果の有利さと弁護士の「技量」だけで、「親和性」の効果は非有意だった。しかし、この結果も、裁判官に関する分析の場合と同様に、弁護士評価が結果とは別に、弁護士に対する満足度に独自の影響力を持つことを示している。従って、弁護士についても「結果次第仮説」よりも「評価影響仮説」が正しいと言える。結果の有利さによる直接・間接の影響量は.177、弁護士評価の影響量の合計は.536 と推定される。この結果は、弁護士に対する満足度は結果の有利さよりも弁護士評価の 2 因子によって強く影響されたことを示している。

（ 5 ） 弁護士に対する満足度の要因分析（その 2）：結果の有利さが異なるグループ別の回帰分析

回答者を結果の有利不利によって 3 グループに分け、弁護士評価を説明変数、弁護士に対する満足度を目的変数とする回帰分析を行った。その結果が【表 4-20】である。結果は 3 グループとも、全体の分析結果と同じだった。即ち、弁護士の「技量」に対する評価が満足度を強く規定し、「親和性」の効果は見られなかった。R²（説明率）の大きさからみると、裁判官に関する分析結果と似ており、結果が不利な場合に、弁護士に対する満足度は「技量」評価によって強く規定されていた。

（ 6 ） 弁護士に対する満足度の要因分析（その 3）：自然人・法人、原告・被告、判決・和解

結果の有利さとは別に、弁護士評価が弁護士に対する満足度を規定したことについて、回答者を自然人・法人、原告・被告、判決・和解などに分けて、さらに検討を行った。ここでは、「弁護士に対する満足度」項目を目的変数、弁護士評価の 2 因子と「結果の有利さ」項目を説明変数とする回帰分析をグループごとに行った。結果は【表 4-21】である。どのグループにおいても弁護士の「技量」評価の影響が大きく、全体での分析結果と一貫していた。この表の 6 グループ中で、結果の有利さの影響が見られなかったのは和解グループだけである。弁護士の「親和性」評価においても和解グループでは結果の有利さの影響が見られなかったが、弁護士に対する満足度についても同じ現象が見られた。この点を除

くと、どのグループでも分析結果はよく似ており、弁護士に対する満足度は弁護士の「技量」評価によって概ね決定され、それに加えて、結果の有利さが多少影響したと結論づけることができる。

(7) 要約

弁護士に対する評価は、因子分析において「技量（裁判外知識、準備のよさ、説明のよさ、信頼性、常識性、傾聴の総合評価）」、「親和性（非権威性、丁寧さの総合評価）」の2つの観点（評価因子）に分かれたが、これら間にはお互いに相関があり、一方において弁護士を高く評価した回答者は他方でも肯定的に評価する傾向があった。弁護士に対する評価や満足度も結果の有利さによって影響されたが、裁判官ほどではなかった。むしろ、弁護士の「技量」評価の影響力が大きかった。自然人・法人、原告・被告、判決・和解などによって回答者を分けて分析したが、ほぼ同じ傾向が見られた。評価や満足度は裁判官よりも弁護士に対して全般的に高かった。裁判官に対する満足度は結果の有利さによって強く影響され、不利な結果を得た回答者は裁判官に対して強い不満を示したが、弁護士に対してはそれほどではなかった。

4 審理過程に対する評価の構造と要因

(1) 審理過程評価の構造：因子分析

審理過程に関する評価、すなわち、「主張提示」「証拠提出」「分かりやすさ」「公正さ」「合理性」「効率的」「充実度」「聞きとり易さ」の8項目について標準的な因子分析を行った結果が【表4-22】の「分析1」である。ここでも、結果は1因子となっている。次に、因子数を3に指定して斜交回転を行った結果がこの表の「分析2」で、この場合は3因子となった。分析2の因子1においては「合理性」「充実度」「公正さ」「効率性」などが高負荷を示しているため、これを「審理の適切さ」と呼ぶことにする。因子2では「主張提示」と「証拠提出」が高負荷なので、ここでは「主張性」と名付けた。因子3では「分かりやすさ」と「聞き取り易さ」の因子負荷が高いため、これは「了解性」と呼ぶことができよう。回答者たちは、実質的に、審理過程をこれら3つの観点で評価していたことを見出すことができる。ただし、これら間にはお互いに相関があるので、ある観点で審理過程を肯定的に評価した回答者は他の観点でも肯定的に評価する傾向があった。

(2) 審理過程に対する評価の水準

審理過程に対する評価は、本調査ではどの程度の水準であったろうか。評価の3因子ごとに検討するために、次のように各因子の得点を算出した。

$$\text{審理過程の適切さ} = (\text{合理性} + \text{充実度} + \text{公正さ} + \text{効率性}) / 4$$

審理過程における主張性 = (主張提示+証拠提出) / 2

審理過程の了解性 = (分かりやすさ+聞き取り易さ) / 2

全回答者の平均値を見ると、「適切さ」3.07、「主張性」3.55、「了解性」3.68 で、中点をやや上回る水準の評価だった。肯定的回答率は48.6%、61.4%、64.7%となった。「適切」と評価した回答者はほぼ半数だったが、「主張性」や「了解性」に関しては6割以上の回答者が肯定的に評価した。審理過程に対する評価は裁判結果の有利さによって影響されると思われるが、その他、自然人・法人、原告・被告、判決・和解などによっても違いがある可能性がある。ここでは、結果の有利さ×自然人・法人、結果の有利さ×原告・被告、結果の有利さ×判決・和解のクロスによって回答者をグループ分けし、それらの間で平均値を比較検討した。

3評価因子とも、結果の有利さによる違いが見られ、【図 4-9】に示されているように、不利な結果を得た回答者は審理過程を否定的に評価する傾向があった。【表 4-23】は、結果の有利さの異なるグループ間で肯定的回答率を比較したものであるが、やはり、結果が有利なグループにほど肯定的回答率が高まっている。しかしこの表は、同時に、回答者の評価が結果の有利さとは必ずしも一致しないことを示唆している。例えば、結果が不利だった回答者の間にも「審理は適切であった(合理的で、充実し、公正かつ効率的)」と評価した者が2割、「十分に主張できた(主張を提示し、証拠を提出した)」と評価した者が4割、また、「審理が分かりやすかった(分かりやすく、聞き取りやすい)」と評価した者が5割見られたし、反対に、有利な結果を得た回答者の間にも否定的評価を示した者が多少見られた。例えば、結果が有利だったにもかかわらず2割のものは「審理は不適切」と評価していた。

自然人・法人の違いも審理結果に対する評価に影響していた。法人はどの評価に関しても自然人よりも審理過程を肯定的に評価していた(「適切さ」3.31 対 2.93、「主張性」3.97 対 3.26、「了解性」3.89 対 3.54)。また、原告は被告よりも「主張性」を高く評価した(3.88 対 3.15)。

結果の有利さ×判決・和解の6グループ比較では特異な関係(交互作用)が見られた。【図 4-10】に示すように、不利な判決となった回答者は不利な和解となった回答者よりも審理過程を不適切と評価したが、結果が有利な場合にはこの2グループ間には違いが見られなかった。【図 4-11】は「主張性」、【図 4-12】は「了解性」の結果だが、これらに関して不利な判決となった回答者は不利な和解となった回答者よりもやはり裁判過程を否定的に評価し、有利な結果の場合には、逆に判決グループの方が和解グループよりも審理過程を肯定的に評価した。この分析で言えることは、判決を受けた回答者の審理過程評価が裁判結果の有利さによって強く影響されたことである。和解をした回答者でも、不利な結果を得た場合には評価が低下したが、結果の有利さによる影響は判決を受けた回答者ほど顕著ではなかった。

(3) 審理過程評価の規定因(その1)

審理過程を指揮するのは裁判官なので、裁判官に対する評価が審理過程に対する評価を規定していると思われる。弁護士もまた審理において重要な役割を果たすので、これに対する評価も審理過程の評価に影響すると思われる。さらに、「裁判の長さ」や「費用」の評価も審理過程に影響する可能性がある。職員評価も含めるべきだが、職員評価に回答した者は全体の3割ほどなので、ここでの分析には含めず、職員評価を含めた分析結果は別に示す。

以上の考えに基づいて、審理過程の規定因を2種類の回帰分析によって検討した。一方は、目的変数を審理過程に関する3つの評価因子とする分析、他方は審理過程評価を調べた8項目の各々を目的変数とする分析である。いずれも、説明変数は裁判官に関する3つの評価、弁護士に関する2つの評価、「裁判の長さ」と「費用」の評価、それに「結果の有利さ」である。「結果の有利さ」を含めたのは、これが審理過程に影響を与えることが前節の分析から明らかになったため、裁判官や弁護士に対する評価が結果の有利さとは別に審理過程評価に影響力を持ちえたかどうかを検討することが焦点である。目的変数に因子を用いた分析は、審理過程評価に影響を与えた要因が何かに関して簡明な因果図式を与えるであろう。一方、各項目は、因子にまとめられるものには共通性が高いとはいえ、それぞれ独自の意味を持っているので、それらを目的変数とする分析によって各項目独自の影響関係が見いだされる可能性もある。

評価因子を用いた分析結果は【表4-24】、これに基づくパス図が【図4-13】である。【表4-25】は項目を用いた分析結果である。まず、「審理の適切さ」因子を見ると、裁判官評価の影響が強く見られた。「裁判官の公平性」や「技量」を高く評価した回答者ほど審理過程を「適切」と評価した。「弁護士の技量」評価も弱い、「審理の適切さ」を高める要因だった。「適切さ」に関する項目を個別に見ると、「弁護士の技量」評価は審理の「公平性」と「充実性」を高めた。審理過程における「主張性」因子に対しては弁護士評価の影響力は一層強くなり、「裁判官の公平性」評価とともに「弁護士の技量」評価が、「主張性」評価を高めた。

審理過程の「了解性」因子に関しては、「裁判官の公平性」と「弁護士の技量」に加えて、「裁判官の親和性」の影響が見られた。項目別分析では、「裁判官の親和性」は「聞き取り易さ」を高めたことが見いだされた。

「裁判の長さ」の評価は審理過程評価に対してふたつの異なる影響を与えた。裁判が長いと評価された場合、「審理の適切さ」評価は低下したが、「主張性評価」は逆に向上した。項目別の分析結果を見ると、「裁判が長い」という評価は、特に「合理性」「効率性」の評価を顕著に低下させた。一方、「裁判が短い」という評価は「証拠提出」の評価を低下させており、このことは、裁判が早く結審したため、証拠を十分に提出できなかったと思った回答者がいたことを示唆している。

裁判結果の有利さは、裁判官評価の影響力ほどではないが、やはり、審理過程評価にも

影響を与えた。具体的には、それは「審理の適切さ」と「主張性」の2評価因子を高めた。結果の有利さはこれら2因子に含まれる項目のうち、「効率性」以外のすべてに対して影響力を示した。「審理の適切さ」を例に、結果の有利さの直接・間接的影響の合計を推定すると.393となった。一方、裁判官と弁護士評価の独自の影響量の推定合計値は.462となり、ここから、審査過程の評価に対する結果の有利さと裁判官・弁護士評価の影響力はほぼ同程度であるが、後者の方がやや強いと言えよう。裁判官・弁護士評価の中では、「裁判官の公平性」評価の比重が大きかった。

(4) 審理過程評価の規定因(その2): 結果の有利さ水準別の分析

結果の有利さによって回答者を3グループに分け、裁判官評価などが審理過程の評価に与える影響を再検討した。【表4-26】を見ると、グループの間に顕著な違いは見られず、結果が有利でも不利でも、審理過程の評価に対しては「裁判官の公平性」評価が最も大きな影響を与えた。「弁護士の技量」評価は主として、「審理過程の主張性」と「了解性」の評価を左右した。また、「裁判官の親和性」は「審理過程の了解性」を高めるのに効果があった。裁判が長いと感じた回答者は「審理を不適切」と評価したが、不利な結果となった回答者の中には、裁判が短すぎて審理での主張が十分できなかったと不満を持つ場合があった。

(5) 審理過程評価の規定因(その3): 自然人・法人、原告・被告、判決・和解のグループ分け

同じ分析を自然人・法人、原告・被告、判決・和解に分けて行った結果が【表4-27】～【表4-29】である。「審理の適切さ」と「審理での主張性」などの評価に関しては、結果の有利さ、「裁判官の公平さ」、それに「弁護士の技量」を重視するという点では、自然人・法人に分けても結果は同じだった。両グループの違いは、「審理の適切さ」と「了解性」の評価において法人が「裁判官の技量」を重視したことである。原告と被告の分析でも、「裁判官の公平性」と「弁護士の技量」に関する評価が審理過程の評価に強い影響を与えた点は共通であった。両グループ間にいくつかの違いは見られたが一貫したものではなく、原告と被告の特徴を表しているようには思われない。【表4-28】は判決・和解別の分析であるが、これらにおいても「裁判官の公平性」と「弁護士の技量」が重要であった。一つの特徴は、「審理の適切さ」評価において判決グループは「裁判官の公平さ」を非常に重視し、ほとんどこれだけに基づいて判断したことである。これに対して、和解グループでは結果の有利さ、「弁護士の技量」なども考慮して、多角的に判断している。

(6) 審理過程評価の規定因(その4): 職員評価を含めた分析

説明変数に職員評価を含めると回答者数は186人に減少した。審理過程の3評価因子を従属変数とする回帰分析では、どれにも職員評価の効果は見られなかった。弁護士を依頼

しないで自分で訴訟手続きを行った当事者は職員との接触が頻繁なので、彼らの審理過程評価には職員評価の影響が見られる可能性がある。そこで、弁護士を依頼しなかった回答者を選んで、同じ分析を試みた。その結果が【表 4-30】であるが、当然ながら、この分析には弁護士評価は含まれていない。この結果を見ると、「職員の公平性」評価が「審理の適切さ」と「主張性」の評価を高めており、自分で訴訟手続きを進めた当事者の場合は、裁判所職員の評価も審理過程の評価を左右する一因となっていることが確認された。

(7) 要約

裁判過程に対する評価は、因子分析の結果、「審理の適切さ」「審理での主張性」「審理の了解性」の3つの観点からなることが見いだされた。但し、これらの間には互いに相関があり、裁判過程をある観点から肯定的に評価した回答者は別の観点でも肯定的に評価するといった関連性が見られた。これらの評価に影響を与えた最大の要因は「裁判官の公平性」評価（中立性、傾聴、信頼性の総合評価）だったが、「弁護士の技量」評価（裁判外知識、準備のよさ、説明のよさ、信頼性、常識性、傾聴の総合評価）の影響力もまた認められた。弁護士を依頼せず自分で訴訟を行った当事者の場合は、「裁判所職員の公平性」評価（中立性、傾聴、効率性の総合評価）も「審理の適切さ」や「主張性」の評価を高めた。結果の有利さもまた「審理の適切さ」と「主張性」に影響力があつたが、裁判官を「公平（中立的で、よく主張を聞き、信頼に値する）」であると評価したり、弁護士が有能（裁判外知識を有し、準備がよく、説明が十分である等）であったと評価した回答者は、結果の有利・不利に関わらず、裁判過程を肯定的に評価する傾向があつた。この点は、自然人・法人、原告・被告、判決・和解の別なく共通に見られた。こうしたグループ別の分析に見られた一つの特徴は、自然人よりも法人の方が、また、判決を受けた回答者よりも和解となった回答者の方が、審理過程の評価において「裁判官の技量（裁判外知識、常識性、準備のよさの総合評価）」を重視したことである。裁判が長いと感じた回答者は審理を不適切と評価したが、不利な結果を得た回答者の中には、裁判が短すぎて主張が不十分だったと評価した。

5. 裁判結果に関する評価の構造と要因

(1) 裁判結果に対する評価・反応の構造：因子分析

裁判結果に関する評価は「公平性」「法的妥当性」「常識的妥当性」の3項目を用いた質問した。一方、裁判結果に対する反応は「受容度」「納得度」「満足度」の3項目である。それぞれ分けて因子分析したところ、【表 4-31】に見られるように、いずれも強い1因子構造が得られた。これらは標準的因子分析であるが、どの項目も非常に高い負荷量を示しているため、1次元であることは間違いないと思われる。このことは、結果に対する評価、

反応は非常に類似していて、ある観点で結果を肯定的に評価した回答者は別の観点でも同様に肯定的に評価し、また、ある観点で好意的に反応した回答者は別の観点でも好意的に反応する傾向が強いことを示している。

因子分析の結果は、結果に対する評価・反応を平均するなどして、単一指標として扱うのが統計的には適当であることを示唆している。しかし、それらの評価・反応は概念的にはそれぞれ違った意味合いを持っているので、以下の分析においては、各項目を個別に用いることにしたい。

理論的には、評価に基づいて反応が形成されると考えられるので、裁判結果に関する評価と反応の間には因果関係が仮定される。この仮定に基づいて、結果評価を独立変数、結果に対する反応を従属変数とする回帰分析を行った。結果は【表 4-32】で、すべての反応に対してすべての評価が有意な正のベータを示し、裁判結果に関する3種類の評価が裁判結果に対する3種類の反応をすべて強めたことを示している。説明率の高さも、評価と反応の関連の強さを示している。評価の中では、相対的に公平性の影響力が大きかった。したがって、結果を公平と感じた回答者ほど、結果に対し、これを受け入れる姿勢を示し、納得し、満足したことになる。

(2) 結果に対する評価と反応の水準(その1): 結果の有利さ水準別の比較

既に見たように、結果に対する評価や反応はほぼ尺度の中間付近か、これをやや上回る程度であったが、これらは結果の有利不利に影響されると思われるので、有利不利別に回答者を3グループに分けて比較した。【図 4-14】【図 4-15】をみると、どの評価、反応も結果が有利な回答者ほど高得点となり、しかも、グラフの傾きもよく似ている。このことは、評価構造の分析で述べたように、結果に対する評価と反応がお互いに強く連動していることを示唆している。

【表4-33】は、結果評価・反応を「否定的(3点未満)」「中間(3点)」「肯定的(3点を越える)」に分けて結果の有利さの程度とのクロス表を作ったものである。これを見ると、有利な結果を得た回答者の9割前後がその結果を適切で、受容でき、納得でき、満足していると肯定的な回答を示した。不利な結果を得た回答者には、反対に、否定的回答が多いが、しかし、有利な結果を得た人ほどその反応が一樣ではなかった。例えば、不利な結果を得た人の中で、その結果が「常識的に妥当でない」と答えた人は56%しかいないし、不利な結果を「受容できない」と答えた人も6割程度に過ぎず、3割ほどの人は「受容できる」と答えている。裁判結果に関する他の評価や反応に関しても、有利な結果を得た人と不利な結果を得た人の間にはこのような非対称性が見られる。こうした分析結果は、裁判結果に対する評価や反応は結果の有利さだけでなく、他の点も考慮に入れて形成されていること、特に、不利な結果を得た人の場合にこれが強いことなどを示唆している。有利さ以外の点とは何かについて、引き続き分析する。

(3) 結果に対する評価と反応の水準(その2): 自然人・法人、原告・被告、判決・和解次に、回答者たちを結果の有利さ×自然人・法人、結果の有利さ×原告・被告、結果の有利さ×判決・和解のクロスで分割し、結果に対する評価と反応の平均値を比較した。公平性に関して法人は自然人よりも高い評価を示した(3.32対2.99)。反応に関しても、受容度、納得度、満足度いずれにおいても法人の方が自然人よりも高かった(受容度3.82対3.50、納得度3.51対3.12、満足度3.23対2.82)。

結果の有利さ×原告・被告でグループ分けすると、法的妥当性に関してその6グループの間に特異な関係(交互作用)が見られた。【図4-16】を見ると、被告よりも原告のグラフの傾きが大きく、このことは原告の評価の方が結果の有利さによって強く影響されたことを意味している。つまり、原告、被告とも結果が有利な場合ほどその結果が法的に妥当であると評価する傾向があったが、それは原告においてより顕著だった。これ以外に、原告と被告の違いは見られなかった。

結果の有利さ×判決・和解のグループ比較でも、すべての結果評価と反応において同じ特異なパターン(交互作用)が見られた。ここには例として、公平性と満足度を示す(【図4-17】【図4-18】)。判決を受けた回答者も和解となった回答者も、結果が有利なものほど結果に対して肯定的な評価をし、肯定的に反応したが、この傾向は判決を受けたグループにおいて特に顕著だった。この点は、これらの図において、和解グループよりも判決グループのグラフの傾きが大きいことに示されている。その結果、結果が有利な場合には、判決を受けた回答者は和解となった回答者よりも結果をより肯定的に評価し、また、肯定的に反応したが、判決が不利な場合には逆に、和解となった回答者の方が結果に対して、相対的に好意的だった。

このような結果が生じた理由として、一つには、結果の有利さ×判決・和解でグループ分けをしたとき、その人数分布に原因があるかもしれない。【図4-19】は判決を受けた人と和解となった人それぞれを、結果の有利さを元の5グループに戻して人数割合を示したものである。これを見ると、判決を受けた人の中では、明瞭に「有利」あるいは「不利」など、結果を極端に評価した人が多かったのに対して、和解の場合は「やや有利」とか「やや不利」などの妥協的評価をした人が比較的多かった。上の分析では、「有利」と「やや有利」、「不利」と「やや不利」をまとめて扱ったが、それらまとめたグループ内では、有利グループでも不利グループでも、判決を受けた人の方が和解となった人よりもより極端な評価をしたことになる。このため、判決グループが結果に対して肯定的であれ否定的であれ、和解グループよりも強い反応を示したものと推察される。

以上の理由で、判決・和解の比較では結果の有利さを3グループにまとめたやりかたは適切とは思われないので、元の5グループにして再分析した。しかし、意外にも、分析結果は3グループの場合と同じで、結果に対するすべての評価と反応において同一の特徴的パターンが見られた(交互作用)。例として、公平性と満足度を図に示す(【図4-20】【図4-21】)。3グループ分析の場合ほど明瞭ではないが、やはり、不利な場合と有利な場合で判

決グループと和解グループが逆転する様子が見られる。これより、3グループ分析と同じ結論が導かれる。即ち、判決を受けた回答者は和解となった回答者と比較して、結果が有利な場合にはより肯定的に評価し、より肯定的に反応したが、判決が不利な場合には逆に、より否定的に評価し、また、より否定的に反応した。この結果は、和解の持つ特殊な効果を示唆している。和解は、有利であれ不利であれ、結果の持つ衝撃を軽減する効果がある。つまり、和解は、勝訴の際の喜びも薄れるが、敗訴の場合の苦痛を和らげることができる。これは、和解の場合、結果が互譲的なものになりがちなためであろうと考えられるかもしれない。

(4) 結果評価間の一致・不一致

結果に対する評価は連動していたが、稀とは言え、結果評価間にずれが生ずることもあったと思われる。それがどこに、どれくらいの割で起こるのかを知ることは興味深いことかもしれないので、上記の「公平性」「法的妥当性」「常識的妥当性」の評価3項目について回答者を、それぞれ、「肯定的」「中間的」「否定的」に3分割し、それらの間でクロス表を作成してみた(【図4-22】～【図4-24】)。なお、「肯定的」とは「強くそう思う」か「少し思う」と答えた回答者、「中間的」とは「どちらとも言えない」と答えた回答者、「否定的」とは「まったくそう思わない」か「あまりそう思わない」と答えた回答者である。

これらの図を見ると、評価が一致した部分、即ち、どちらの項目に対しても肯定的だったり否定的だったりした回答者の割合が最も多いが、評価がずれた回答者もいないわけではない。それら一致・不一致の頻度と割合を示したのが【表4-34】である。この表中、「ずれ」とは「肯定」あるいは「否定」と「どちらとも言えない」の間の移動、「逆転」とは「肯定」から「否定」に変化したもの、あるいはその逆である。これを見ると、比較のほぼ8割において一致した評価が行われていたことがわかる。中間へのズレ(17%)もありうることで受け止めることができるが、問題なのは評価が逆転するケースであろう。これは全体の約6%、20件のうち約1件の割で、訴訟経験者が裁判結果について観点間で相反する評価を下すことがあることを示している。最も多い「逆転」のケースは「法的には妥当だが、公平ではない」(19.8%)と「法的には妥当だが、常識に反する」(9.9%)というもので、法律が人々の規範意識と合致しないと解釈されるケースであった。

【表4-35】は結果の有利さでグループ分けをし、また、【表4-36】は自然人・法人、原告・被告、判決・和解によって回答者をグループ分けして評価の逆転を調べたものである。

【表4-35】より、裁判結果が不利だった回答者ほど評価の逆転が多かったことが、また、【表4-36】より、法人よりは自然人の間で、原告よりは被告の間で、また、判決よりは和解となった回答者の間で評価の不一致が大きかったことが分かる。最も多かった逆転は公平性と法的妥当性の間のもので、「法的には妥当だが不公平」という判断だった(不利グループ11.17%、中間グループ5.59%、有利グループ3.53%；自然人8.94%、法人3.95%；被告9.21%、原告4.98%；和解6.95%、判決6.36%)。次が、常識的妥当性と法的妥当性

の間の逆転で、「法的には妥当だが常識的には妥当でない」という判断であった（不利グループ 6.38%、中間グループ 5.59%、有利グループ 3.55%；自然人 5.84%、法人 3.97%；被告 6.30%、原告 4.27%；和解 5.96%、判決 4.65%）。

（５）裁判結果に対する評価と反応の規定因

裁判結果に対する評価や反応は結果の有利さによって強く影響されていたが、これ以外の要因からはまったく影響を受けていないのだろうか。結果評価と反応についても「結果次第仮説」の妥当性を巡って分析を試みる。結果評価と反応に影響を与える可能性のある有利さ以外の要因としては、裁判過程に関する評価、裁判官と弁護士等に関する評価、裁判費用や裁判の長さ、などがある。これを検討するために、裁判結果の評価3項目と反応3項目を目的変数、上記の～、それに結果の有利さを説明変数とする回帰分析を試みた。

【表4-37】を見ると、すべての分析において、結果の有利さ、「審理の適切さ」、「裁判官の公平性」ないし「技量」に有意な影響力が見られた。つまり、結果が有利だったり、「審理を適切」と評価したり、また「裁判官を公平」あるいは「技量」が高いと評価した回答者は裁判結果を肯定的に評価し、また、これに対して好意的に反応した（納得し、満足し、また受容した）。「弁護士の技量」評価と費用の安さは、一部の結果評価や満足度を高める効果があった。裁判官評価ほどではないが、これらも裁判結果の受け止め方に影響を与えたと言えよう。「審理過程での主張性」や「了解性」、「裁判官の親和性」は、裁判結果に対する評価・反応に独自の影響を与えなかった。【図4-25】は、例として、公平性、結果の常識的妥当性、それに満足度のパス図を示したものである。

裁判の長さは予想と逆に、長い方が裁判結果を公平と評価する傾向を示した。審理過程評価の要因分析でも、「裁判が短いと審理において十分主張できない」という反応が見られた。裁判の長さや結果評価の関係については詳細な分析が必要と思われるので、この項目に対する5選択肢別に公平性評価を比較してみた。【図4-26】を見ると、「長すぎる」と思った回答者（125人）だけでなく「短すぎる」と思った回答者（46人）もともに公平性評価が低下している。従って、審理が長すぎることも短すぎることも裁判を利用する者にとっては不公平感を生み出す可能性があることが示唆されている。

【表4-37】の回帰分析に戻って、裁判結果の評価・反応に対して大きな影響を与えたのは、予想通り、結果の有利さだった。結果の公平性を例に、審理過程や裁判官・弁護士評価を経由する間接的影響を含めて、影響力の総量を計算してみると.619となった。一方、審理過程評価と裁判官・弁護士評価の独自の影響力の総量は.341となり、この数値も、結果評価・反応に対する結果の有利さの影響力が大きいことを示している。しかし、審理過程評価や裁判官・弁護士評価の影響力が確認されたことは重要である。結果評価や反応については、特に「結果次第仮説」が強調されるが、回帰分析の結果は、やはりこの仮説が妥当でないことを示している。回答者は裁判結果を評価し、これに対処するにあたって、結

果が有利であるかどうかに加えて、「審理の適切さ」と「裁判官の公平性・技量」や「弁護士の技量」を考慮に入れる点は否定できない。

(6) 結果の有利さ水準別の回帰分析

前節と同じ回帰分析を、結果の有利不利で3グループに分けて試みた。これによって、結果の有利さ以外の要因が裁判結果に対する反応を実質的にどの程度規定したかを確認することができる。また、結果が有利だった人と不利だった人において、重要な要因がどのように変化するかを検討することも可能である。

【表4-38】～【表4-40】を比較すると、次のようなことが分かる。審理過程に対する評価は結果の有利さの異なる3グループのいずれにおいても、結果に対するすべての評価や反応に影響した。この結果は、結果の有利さとは別に、審理過程に対する評価が裁判結果に対する評価や反応に実質的に影響していたことを意味している。裁判官に関する評価も結果が不利なグループにおいては結果に対するすべての評価と反応に影響したが、他のグループでは、その効果は部分的なものに留まった。結果が有利なグループでは、これに代わって、「弁護士の親和性」評価の効果が強まった。つまり、不利な結果となった回答者がその結果を評価したり、これに対処する際には裁判官の姿勢に注目したが、有利な結果となった回答者ではむしろ弁護士の丁寧さが注目された。この意味は次のような点を考慮に入れて考える必要がある。

3グループの最も顕著な違いは説明率(R^2)に見られる。結果が有利なグループではそれは.14～.30、中間的グループでは.15～.30、不利なグループでは.27～.41と、結果が不利なグループで説明率が大きくなった。このことは、結果が不利な回答者ほど結果以外の要素に関する評価、即ち、審理過程や裁判官に関する評価が裁判結果に対する評価や反応に強く影響したことを意味している。既に見たように、不利な結果を得た回答者の場合は、結果に対する評価や反応が結果の有利さと一致しない割合が高かった。回帰分析の結果は、彼らが審理過程や裁判官に関する評価を考慮に入れることによって不利な結果に対処しようとする傾向が強いために、そうした不一致が生じたと考えられる。一方、有利な結果を得た人々の間では過程評価も裁判官評価も一様に高くなるので、それらは彼らの間の違いを説明する要因にはなりにくかったと思われる。それに代わって、「弁護士の親和性」という他の要因の陰になっていた比較的弱い要因が浮上したものと解釈される。

こうした点を念頭に、結果の有利さの度合いによって結果に対する評価・反応の規定因が変化することに関して更に分析を試みた。【図4-27】～【図4-29】は、結果の有利さで回答者を3グループに分け、一方、「審理の適切さ」評価が高いグループ(3点以上)と低いグループ(3点未満)の2グループに分け、これら6グループの間で結果の公平性、受容度、満足度を比較したものである。結果が有利だった回答者の間では「審理が適切」であっても不適切であっても公平感や受容度はほとんど変わらず、高いものだった。しかし、結果が不利だったり中間的だった回答者では、審理過程を「適切」と評価するかどうかによって

公平感、受容度、満足度などに違いが生じた（分散分析において交互作用効果が有意）。先の回帰分析でも示唆されたことだが、結果が不利な回答者においてほど、裁判経験の諸要素（この分析では、「審理の適切さ」）の質が結果に対する評価や反応に影響を与えたことが確認された。

（7）自然人・法人、原告・被告、判決・和解、弁護士の有無によるグループ別の回帰分析

回答者を自然人・法人、原告・被告、判決・和解などによってグループ分けし、それぞれにおいて裁判結果に対する評価と反応の回帰分析を行った。結果の表は省略するが、主な特徴を以下に述べる。

自然人・法人のいずれの分析でも、結果の有利さは強い効果を示し、また、「審理の適切さ」評価もすべての評価と反応の回帰において有意な効果があった。両グループの違いは裁判官評価と弁護士評価に見られた。法人は裁判官を重要視し、常識的妥当性評価を除く他のすべての結果に対する評価と反応は、裁判官を「公平」と評価することによって肯定的なものとなった。これに対して自然人はむしろ弁護士を重視したことがうかがわれる。自然人の場合、公平性評価を除くすべての結果に対する評価と反応は、「弁護士の技量」を高く評価することによってより肯定的となった。このように、両グループの結果に対する評価と反応の規定因を比較すると、主要なものは共通だが（結果の有利さと審理の適切さ評価）、裁判官と弁護士に対する評価の重要性において異なっていた。

原告・被告の間にはそれほど顕著な違いは見られなかった。両者とも結果の有利さと「審理の適切さ」評価を重視した点、また、「裁判官の公平性」評価もいくつかの結果評価と反応において有意な効果を示した。両グループが目立った違いは、原告の方が「弁護士の技量」を重視した点である。原告においては満足度回帰を除くすべての分析において「弁護士の技量」評価の効果が有意だったので、弁護士を高く評価した原告ほど、結果の評価や反応が肯定的になったと見ることができる。被告の場合には、弁護士評価は結果評価と反応に余り明瞭な影響を与えなかった。

判決グループと和解グループの比較で目立つのは次の点である。第1に、判決グループでは「審理の適切さ」評価が結果に対する評価や反応に余り影響せず、その分、結果の有利さの効果が大きかった。実際、和解グループだけでなく他のすべてのグループ分けと比較しても、結果の有利さのベータは判決グループの分析において突出している。それだけ、判決を受けた回答者にとっては結果の有利さは裁判結果の評価と反応を左右する重要な要因であったと言えよう。判決グループにとって次に重要視されたのは裁判官である。結果評価・反応項目の大部分において「裁判官の公平性」の影響が有意で、これが彼らにとって裁判結果を評価し、これに対処する上で重要な要因と見なされていた。一方、和解グループでは結果の有利さと並んで「審理の適切さ」が重視され、これが裁判結果に対する彼らの評価と反応を強く規定した。また、和解グループでは「弁護士の技量」に対する評価

が相対的に重要だった。また、和解グループでは常識的妥当性の回帰において期間の長さが正の影響を示しており、和解となった回答者の中には、期間が短いと不満を持った人がいたことを示唆している。

弁護士を付けない当事者について、弁護士評価の代わりに職員評価を独立変数に含めた回帰分析を行ったが、結果評価・反応のどれに関しても職員評価の影響は見られなかった。

(8) 義務履行の規定因

裁判の結果、何らかの義務を負った回答者は223名いた。このうち、調査時点で義務を完全に履行した人は122人(54.7%)である。義務履行は訴訟結果に対する最も明瞭な行動反応なので、そこには、訴訟に対する回答者の受け止め方が反映されると考えられる。そこで義務履行の規定因を探るために、裁判官・弁護士評価、審理過程評価、結果評価、裁判コスト(費用と時間)を説明変数に回帰分析を行った。この分析は、何らかの義務を負った回答者だけについて行った。義務履行の得点化は次のように行った。完全履行=1、部分的履行=2、不履行(裁判係属中を含む)=3である。分析結果が【表4-41】と【図4-30】に示されている。義務履行を促した要因は結果の受容性と裁判の長さだった。【図4-29】に示されているように、受容性評価の背後には審理過程や裁判官に対する肯定的評価があり、これらが間接的に義務履行を促したことがわかる。結果の有利さの影響については、次のように解釈される。有利な結果となった回答者の中にも一定の義務を負った人たちがいる。しかし、たとえ自分が義務を負っても、相手よりも有利だと判断した回答者は、その結果をより受け入れやすいと評価したと思われ、それが義務履行を促したものと解釈される。裁判期間の影響については、審理が長期に及んだ場合には履行率が高くなるという関係があった。

(9) 要約

裁判結果に対する評価は1因子構造を示しており、統計的には単一指標として扱われるべきであるが、各項目独自の意味を尊重し、項目水準で分析を行った。3項目の評価は3項目の反応をいずれも強めており、結果に対する評価と結果に対する反応の間には強い因果関係が見られた。また、結果の有利さがこれらを規定し、有利な結果を得た人ほど結果に対する評価と反応が肯定的だった。しかし、そこには非対称性が見られた。有利な結果を得た人の9割が、結果を公平で満足できると回答したが、不利な結果を得た人の中には結果評価と反応にばらつきがみられた。例えば、不利な結果を「受容できない」と答えた人は6割程度に過ぎず、3割ほどの人は「受容できる」と答えた。このことは、裁判結果に対する評価や反応は結果の有利さだけでなく、他の点も考慮に入れて形成されていること、特に、不利な結果を得た人の場合にこれが強いことなどを示唆している。

法人は自然人よりも裁判結果に対して肯定的だった。原告、あるいは判決を受けた回答者には、その結果評価において結果の有利さの影響が強く見られた。一方、和解は結果の

衝撃度を軽減する働き、すなわち、有利な場合はその評価を下げる反面、不利な場合にはその評価を上げるといった働きが示唆された。

結果評価間の逆転は全体で約6%あり、特に目立ったのは「法的には妥当だが、公平ではない」「法的には妥当だが、常識に反する」というものであった。また、裁判結果が有利な回答者よりも不利な回答者に、法人よりも自然人の方に、原告より被告の方に、また、判決より和解となった回答者の方に、評価間の逆転が多かった。

裁判結果の評価と反応において結果の有利さの影響は大きかったが、審理過程、裁判官、弁護士などに対する評価も一定の影響を示した。後者の影響は特に不利な結果を得た回答者において顕著だった。この非対称性は、「審理の適切さ」や「裁判官の公平性」は、不利な裁判結果が当事者にもたらす負の衝撃（不満や反発）を和らげるはたらきがあることを示唆している。なお、一部だが、裁判期間が短いことに不公平感を持つ回答者がおり、特に和解となった場合に見られた。

6 裁判制度に対する評価の構造と要因

(1) 裁判制度評価の構造：因子分析

日本の裁判制度については「紛争解決機能」「利用しやすさ」「制度の公正さ」「法律の公正さ」「法の現状合致」の5項目を質問し、また、これに対する態度については「満足度」「再利用意欲」「推奨意思」の3項目の質問を行った。これらがそれぞれどのような構造になっているかを因子分析によって検討した。因子分析は、評価項目だけ、態度項目だけ、それに両グループの項目を込みにしたものと3種類を試みた。これまでの分析で用いてきた標準的な因子分析では結果が得られないケースが出てきたので、ここでの分析はすべて主成分分析から初め、態度の因子は直交、評価及び評価・態度の因子は斜交（oblimin）を行った。直交の場合、因子どうしは相関はしないので、態度の2因子は関連性がないことになる。一方、斜交因子は、これまでに見てきたものと同様、お互いに相関するので、関連性を持っている。【表 4-42】がそれらの因子負荷量である。

この結果を見ると、評価は「利用しやすさ」だけが分離し、他の項目はひとつの因子となることがわかる。つまり、「紛争解決機能」「制度の公正さ」「法の公正さ」「法の現状一致」の評価はお互いに強く関連している。態度では、「満足度」と「利用意志」「推奨意思」に分かれた。結果として、制度に対する評価・態度は、統計上、それぞれ2種類の因子に分かれた。しかし、裁判結果の場合と同様に、各項目の意味を重視して、ここでは、因子水準だけでなく、必要な場合には、項目水準でも分析を行うことにする。

態度は評価に基づいて形成されると仮定されるので、両者の因果関係を回帰分析によって検討した。まず、項目ごとの個別の分析であるが、【表 4-43】は項目間の相関係数、【表 4-44】は回帰分析で得られたベータ値である。満足度の回帰では説明率が大きく、ほとん

どの評価項目から有意な影響を受けた。従って、予想されたように、制度の満足度は制度自体に対する評価に強く依存していたと言えよう。しかし、再利用意欲や推奨意思の回帰を見ると、後者では多くの評価項目が有意なベータを示したが、その値は小さく、また、どちらの説明率も小さいため、再利用意欲と利用推奨が制度評価に基づいて形成されたとはいふことができない。

次に、因子水準で同じ分析を行った。4因子の得点は以下の通りである。

制度評価因子1「制度の適正さ」= (紛争解決機能 + 制度の公正さ + 法律の公正さ + 法律の現状一致) / 4

制度評価因子2「利用しやすさ」= 「利用しやすさ」項目

制度に対する態度因子1「制度の満足度」= 「満足度」項目

制度に対する態度因子2「利用関心」= (再利用意欲 + 利用推奨) / 2

結果は図示する(【図4-31】)。これを見ると、どちらの態度因子も評価因子によって影響されたが、残差の大きさからみて、制度の満足度がより制度評価に依存していたことが推察される。また、どちらの態度因子においても「制度の適正さ」因子の影響が大きかった。

(2) 制度評価と態度の水準

回答者たちは日本の裁判制度をどのように評価し、これに対してどのような態度を抱いているのだろうか。【表4-45】は項目別、【表4-46】は因子別の分析である。いずれも、最下段は回答者全体の平均値である。まず、評価項目を見ると「公正さ」と「紛争解決機能」がちょうど尺度の midpoint 「どちらとも言えない」付近で、これらを含む因子「制度の適正さ」の平均値もほぼ3点だった。肯定的回答をした人々の割合は5割を下回った。特に評価が厳しいのは「利用しやすい」「法律が現状に合っている」で、これらの平均値は2.5前後で、肯定的に回答した人は2割程度しかいなかった。

制度に対する態度を見ると、「制度に満足している」と答えた人々の割合は極めて低く、2割を下回った。しかし、利用関心は高く、5割以上の人々が「再利用意欲」を示している。全体としてみると、現行の裁判制度に対して不満を持つ人が少なくないが、一方、裁判制度利用意思は比較的高い。多くの回答者は、裁判制度を紛争が生じたときには利用しようと感じている割に、現在のあり方が需要に合っていないと感じているようである。

これまでの分析すべてにおいてそうだったように、裁判制度の評価・態度に対しても裁判結果の有利さが影響を与える可能性がある。回答者たちを結果の有利不利で3グループに分けて、裁判制度の評価とこれに対する態度の各項目を比較したところ(分散分析)すべての項目において有利・不利による違いが見られた。【表4-45】の平均値を見ると分かるように、どの項目においても有利な結果を得た回答者は不利な結果を得た回答者よりも高得点を示している。このことは、裁判によって有利な結果を得た人は、裁判制度全体に対しても好意的な評価や態度を形成し、不利な結果を得た人々は、裁判制度全体に対して非好意的な見方や態度を形成したと解釈することができる。因子水準での分析結果も同様で

ある。ここでは例として、「制度の適正さ」と満足度のグラフを示す（【図4-32】）。

回答者たちを、更に、結果の有利さ×自然人・法人、結果の有利さ×原告・被告、結果の有利さ×判決・和解のクロスによってグループ分けし、それらの中で制度評価と制度に対する態度の項目を比較した。その結果、すべての評価項目において自然人・法人の違いが見いだされた。法人は自然人よりも「紛争解決機能」「制度の公正さ」「法律の公正さ」「法律の現状一致」に関して比較的肯定的だった（3.16対2.85; 3.33対2.98; 3.46対3.03; 2.75対2.41）。一方、法人は自然人よりも「制度の利用しやすさ」について否定的だった（2.40対2.56）。制度に対する態度の中では「再利用意志」においてのみグループの違いがあり、法人は自然人よりもこの点で積極的だった（3.76対3.36）。

原告・被告の違いは「制度の利用しやすさ」「再利用意欲」「推奨意思」に見られた。原告は被告に比べて「裁判制度が利用しにくい」と否定的だったが（2.53対2.78）。しかし、「再利用意欲」や「推奨意思」などは高得点で（3.81対3.19; 3.50対2.91）裁判利用に積極的な姿勢を見せた。法人、原告など、裁判制度に対する利用意欲が高い人ほど、現実の制度が不便だと感じる気持ちが強いのかもかもしれない。

判決・和解×有利さの6グループの平均値間には特異なパターン（交互作用）が見られた。【図4-33】に示されているように、判決を受けた回答者では、結果の有利さによって制度の公正さに対する評価が大きく変化し、有利な人は制度の公正さを高く評価し、不利な人々は低く評価した。和解の場合も公正評価と有利さの間には類似の関係が見られるが、その関係の強さは判決ほどではなく、結果が有利な場合でも不利な場合でも、和解となった人々の制度評価は判決を受けた人よりも相対的に中立的なものだった。

（3）裁判制度の評価・態度の規定因（その1）

制度評価に影響を与えると仮定される評価項目は以下のものである。審理過程評価、裁判官・弁護士等の評価、裁判結果の有利さ、裁判結果に関する評価、裁判結果に対する反応、裁判費用と長さ。これらを説明変数、制度評価と態度の因子を目的変数にして回帰分析を行った結果が【表4-47】である。制度評価と態度の間にはすべに述べたように、因果関係が仮定されるので、この点を考慮してパス図を作成したものが【図4-34】【図4-35】である。

裁判制度に対する回答者たちの見解や態度を最も端的に表すのが「制度に対する満足度」であるが、これは「制度の適正さ」や「制度の利用しやすさ」といった制度評価因子に基づいていた。つまり、現行制度が「適正」で、利用しやすいと評価した回答者ほど、現行制度に満足していた。ベータの大きさからみて、満足度は「制度の適正さ」評価によって強く影響されていた。

「制度の適正」さ評価というのは、「裁判制度が紛争解決機関として良く機能している」「制度や法律が公正で、現状によく合っている」「法律が公正である」「法律が国民生活の現状に一致している」という内容であるが、回答者たちはどのような根拠に基づいてそう

した評価を行ったのであろうか。それは社会生活において彼らが直接間接に接する社会情報に基づくと思われるが、今回の調査の対象となった訴訟経験も彼らの制度評価に何らかの影響を与えていると考えられる。「制度の適正さ」因子の回帰分析における説明率 (R^2) が4割であったが、これはこの評価に関して今回の訴訟経験の影響力がかなり大きかったことを意味している。

具体的に、何が制度評価に影響していたかを見てみると、これまでの分析でしばしば大きな影響力が見られてきた結果の有利さは、「制度の適正さ」評価に対して直接には影響を与えなかった。結果に関する変数としては、このほかに結果評価・反応として6項目を用いたが、このうち影響力が認められたのは「結果の常識的妥当性」だけであった。「制度の適正さ」評価においてむしろ重要な要因は、審理過程評価、裁判官・弁護士評価、それに裁判コスト(費用)だった。「審理を適切(合理的で、充実しており、公正であり、効率的)」だと評価したり、「裁判官が公平(中立的で、よく主張をきき、信頼に値する)」であったと評価したり、「弁護士の技量(法律外知識を有し、準備がよく、説明がよい等)」を高く評価した回答者は裁判制度を「適正」と評価した。費用が高くないことも「制度の適正さ」評価を高めた。

もうひとつの制度評価である「利用しやすさ」においても、裁判結果からの影響力は見られなかった。「審理の適切さ」と「分かりやすさ(了解性)」、それに費用の安さが制度の利用しやすさという評価を形成していた。

なお、いずれの評価に関しても、裁判の長さは有意な影響を及ぼしていなかった。

このように、制度に対する評価は全体として、裁判結果よりも、裁判過程、裁判官・弁護士、コストなどに関する評価によって規定されていた。しかし、制度評価に対して結果の有利さからの直接的影響力が見られないからといって、これが全く無関係であったとは言えない。既に見たように、結果の有利さは、結果評価、過程評価、裁判官・弁護士評価などに影響を与えているので、これらを左右することによって、間接的には制度評価に影響を与えたと見なすことができるからである。それでは、結果の有利さの影響力は、実際には、どの程度であったと考えたらよいのであろうか。【図 4-34】【図 4-35】に示されている矢印はすべて直接的影響であるが、これらをもとに結果の有利さからの間接的影響量を推定することができる。例えば、結果の有利さと結果の常識的妥当性評価の間には $r=.683$ の相関があった。このことは、結果の常識的妥当性に関する評価のうち $.683^2 = .467$ は結果の有利さによって説明可能な部分とみなすことができる。常識的妥当性評価が「制度の適正さ」評価に対して与えた影響の大きさはベータによって示され、この場合は.159 であったが、このうちの.467、つまり $.159 \times .467 = .074$ は結果の有利さによって説明可能な部分と考えることができる。このようにして、結果の有利さから「制度の適正さ」評価への間接的影響量を各ルートについて計算すると、それは総計.240 となった。説明変数から「制度の適正さ」評価に対する影響の総量はベータの総計.832 となるが、 $.240/.832 = .288$ なので、結果評価、審理過程評価、裁判官・弁護士評価などが「制度の適正さ」評価に与えた影響

のうち約 30%は結果の有利さに起因すると解釈することができる。従って、今回の訴訟において有利な結果を得た回答者は制度に対しても好意的な評価をする傾向があったとみることができる。しかし、彼らの判断の 30%を説明するに過ぎない点は強調されるべきである。回答者たちは、むしろ、結果の有利さ以外の観点、即ち、審理過程や裁判官・弁護士に関する評価、裁判コストなどを重視して制度評価を行っていた。

我々は同じ分析を項目水準でも行ったが、結果はほとんど同じで、既に述べた因子水準での分析結果に加えるべき点はほとんどなかった。

(4) 裁判制度の評価・態度の規定因(その2)

既に見たように、満足度は裁判官・弁護士に対する全体的な印象とみなすことができるので、裁判官や弁護士に対する評価因子の代わりに彼らに対する満足度を説明変数に用いて回帰分析を行うことも可能である。結果は【表4-48】、【図4-36】、【図4-37】である。裁判官・弁護士に対する評価は「制度の適正さ」評価に対して影響力があったので、その代わりに導入した満足度にも影響力が生じたことは予想された通りであるが、これ以外に、審理における「主張性」からの影響が新たに見いだされた。それ以外の点では、裁判官・弁護士に関する評価を用いた分析結果とほとんど変わらなかった。即ち、制度に対する評価は、裁判結果よりも、むしろ、裁判過程、裁判官・弁護士、裁判コストなどに関する評価によって規定され、また、制度評価にもとづいて制度に対する満足感が形成された。利用関心に対して「結果の有利さ」や「審理の主張性」からの直接的影響が生じたことは、訴訟において有利な結果を得たり、審理の中で十分に主張できたと感じた回答者が訴訟利用意欲が高かったことを示している。

(5) 裁判制度の評価・態度の回帰分析：グループ別の比較

回答者たちを結果の有利さ、自然人・法人、原告・被告、判決・和解などのグループ分けし、各々において、裁判制度に対する評価・態度の規定因を回帰分析によって検討した。この分析では用いられる変数が多いので、分析に用いられる回答者数も多くないと信頼できる結果は得られない。グループを分けることはこの点で解析結果の信頼性を低下させることになるため、体系的な比較にはなじまない。実際、この分析では、これまでと違って、グループの特徴を明瞭に示す結果は見いだされなかった。例えば、【表4-49】～【表4-51】は結果の有利さの異なる3グループの回帰分析結果である。違いはあるが、いずれのグループも、結果の常識的妥当性の他に、裁判官や弁護士に関する評価が「制度の適正さ」評価を規定している点で類似していた。制度自体の評価に基づいて制度に対する態度が形成されている点も3グループに共通していた。この分析結果は、結果の有利・不利とは別に、回答者たちが自分の経験した審理過程や裁判官・弁護士評価に基づいて裁判制度を評価していることを改めて示すものである。不利な裁判結果となった人々は、当然、裁判について不満を抱いたと思われるが、だからといって、必ずしも、皆が裁判制度全体を否定的に

見るようにはならなかった。彼らの中で、審理が適切であると評価した人たちは、結果が好ましくないものであっても、制度に対する信頼を形成しうることをこの結果は示している。

弁護士を付けないで自分で訴訟を行った当事者について、弁護士評価の代わりに裁判所職員の評価を独立変数に加えて回帰分析を試みたところ、「制度の適正さ」評価においてのみ職員の公平性評価の影響が見られた（有意なベータ：結果の常識的妥当性.349、「裁判官の技量」.294, 「職員の公平性」.240, すべて $p < .01$; $R^2 = .416$, $p < .01$ ）。裁判所職員を「公正（中立で、話をよく聞き、効率的である）」と評価した回答者は裁判制度を「適正」と評価した。

（6）要約

因子分析の結果、制度に対する評価は「制度の適正さ」と「利用しやすさ」の因子に、制度に対する態度は「制度の満足度」と「利用関心」の評価因子から成ることが見いだされた。裁判制度に対する回答者の評価は全体として高いものではなかったが、法人は自然人よりも相対的に好意的だった。裁判への利用関心は被告よりも原告、自然人よりも法人に高かったが、その分、彼らは現行制度が利用しにくいとみなした。判決を受けた人では、結果の有利さによって制度評価が強く影響されたが、和解となった人ではそれほどでもなかった。

回帰分析では、制度に対する態度因子、特に満足度は、制度評価因子に基づいて形成された。つまり、現行制度が「適正」で、利用しやすいと評価した回答者ほど、現行制度に満足していた。「制度の適正さ」評価の要因は、審理過程評価、裁判官・弁護士評価、それに裁判コスト（費用）で、「審理を適切（合理的で、充実し、公正で、効率的）」と評価したり、「裁判官を公平（中立的で、主張をよく聞き、信頼にたる）」と評価したり、「弁護士の技量（裁判外知識を有し、準備がよく、説明がよい等）」を高く評価した回答者は「裁判制度を適正」と評価した。結果評価の効果も認められたが、強いものではなかった。結果の有利さは「制度の適正さ」評価に直接には影響しなかったが、結果評価、過程評価、裁判官・弁護士評価などを通して間接的には影響していると考えられる。しかし、裁判結果よりも、審理過程、裁判官・弁護士、コストなどが制度評価において回答者によって重視された。もう一つの態度因子「利用関心」は、「審理での主張性（主張提示、証拠提出の総合評価）」、「弁護士の親和性」、結果の有利さなどの影響を受けていた。